

事務連絡
令和5年12月8日

関係団体 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

労働基準法施行規則及び労働時間等の設定の改善に関する
特別措置法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について
(無期転換ルール及び労働契約関係の明確化等)

日頃より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省では、令和5年3月30日に無期転換ルール及び労働契約関係の
明確化に関する省令・告示の公布を行うとともに、合わせて令和5年6月28
日に労働者の募集時に明示すべき事項に関する省令改正の公布を行い、令和6
年4月に施行予定であるところです。

この改正省令・改正告示の具体的な取扱いについて、当省労働基準局では、
添付のとおり通達及びパンフレット等を作成し、周知に取り組んでいます。
については、貴団体におかれましても、傘下の事業所や関係する事業者に対する周
知・広報にご協力いただきますようお願いいたします。

(参考：厚生労働省ウェブサイト)

- ・令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html